

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)
 - ⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)^{*}+活動費(必要額)を措置
 - ※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート
- 支援員数: 452名(平成26年度特交措置ベース) 21団体(3県・18市町村)

被災者の見守りやケアと一体として行う相談業務(例えば、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応や、適切な相談窓口への案内等)についても、復興支援員制度を活用いただけます。

被災地域内外の人材を募集、受入れ



復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等
(当該活動と一体として行う相談業務を含む。)

 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整

- 地域おこし活動の支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場製品の販売等
- 集落のビジョン策定
※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める